（削る）	
六十二～九十七	（略）
（削る）	
九十八～百九十一	（略）
（削る）	
百九十二～三百三十	（略）
（削る）	
三百三十一～三百四十九	（略）
三百五十	六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
三百五十一	（略）

附　則

１　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十二号）の施行の日から施行する。

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第２（第30条、第34条の２関係）

改正後			改正前		
項	物	備考	項	物	備考
（略）	（略）		（略）	（略）	
1129	削除		1129	ステアリン酸ナトリウム	
（略）	（略）		（略）	（略）	
2268	削除		2268	りん酸トリフェニル	
（略）	（略）		（略）	（略）	

六十二	一―（エチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
六十三～九十八	（略）
九十九	二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピペリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
百～百九十三	（略）
百九十四	五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
百九十五～三百三十三	（略）
三百三十四	二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
三百三十五～三百五十三	（略）
三百五十四	六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類
三百五十五	（略）

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第十二号）の規定中別表第二の1129の項及び2268の項を削る改正規定を削る。